

平成28年4月12日  
道路局・都市局・鉄道局

**改正踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道について  
国土交通大臣の指定を行いました。**

国土交通大臣は、今国会で改正された踏切道改良促進法に基づき、改正後第一弾となる改良すべき踏切道として、全国58箇所の踏切道の指定を行いました。

国土交通大臣が今国会に提出した踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が平成28年3月31日に成立し、4月1日から施行されました。

今般の改正により、危険な踏切道や渋滞の原因となる踏切道について、国土交通大臣が指定を行い、道路管理者・鉄道事業者や地域の関係者が連携して、具体的な対策を検討する仕組みとなりました。

今回指定する踏切道は、改正後の踏切道改良促進法に基づく最初の指定となるものです。これらは昨年度より関係者の間で改良に向けた協議が行われてきており、第一弾として指定するものです。今後は、法改正の趣旨を踏まえ、立体交差化等だけでなく、必要に応じて当面の対策等についても検討がなされることとなります。

今後、全国の「開かずの踏切」\*など自動車交通の支障となっている踏切道、歩道が狭隘な踏切道及び保安設備が十分でなく事故防止対策の必要性が高い踏切道等について、引き続き指定に向けた準備作業を行って参ります。

※) ピーク時の遮断時間が40分以上の踏切道。

<問い合わせ先> 国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111  
道路局路政課 課長補佐 隅蔵 (内線 37342)  
(課直通) TEL 03-5253-8479、FAX 03-5253-1616  
都市局街路交通施設課  
街路交通施設企画室 企画専門官 新屋 (内線 32852)  
(課直通) TEL 03-5253-8417、FAX 03-5253-1592  
鉄道局施設課 課長補佐 笠原 (内線 57886)  
(課直通) TEL 03-5253-8554、FAX 03-5253-1634

踏切道改良促進法に基づく法指定箇所一覧

踏切道		鉄道		道路		該当する指定基準 (踏切道改良促進法施行規則)		
位置	名称	事業者	線名	種別	路線名			
北海道旭川市	2番道路	北海道旅客鉄道(株)	石北本線	主要道道	愛別当麻旭川線	第2条第10号	-	-
秋田県横手市	睦成	東日本旅客鉄道(株)	奥羽本線	市道	朝倉線	第2条第8号	-	-
群馬県前橋市	上毛線第68号	上毛電気鉄道(株)	上毛線	"	21-4325号線	第2条第10号	-	-
東京都世田谷区	代田橋1号	京王電鉄(株)	京王線	区道	21-C150号線	第2条第2号	第2条第3号	-
"	代田橋4号	"	"	"	21-C154号線	第2条第3号	-	-
"	代田橋6号	"	"	特例都道	赤坂杉並線	第2条第1号	第2条第3号	-
"	代田橋7号	"	"	区道	21-C250号線	第2条第3号	-	-
"	代田橋8号	"	"	"	21-C237号線	第2条第3号	-	-
"	明大前1号	"	"	"	21-C373号線	第2条第3号	-	-
"	明大前2号	"	"	"	21-B008号線	第2条第3号	-	-
"	明大前3号	"	"	"	21-C458号線	第2条第3号	-	-
"	明大前4号	"	"	"	21-C531号線	第2条第3号	-	-
"	下高井戸1号	"	"	特例都道	瀬田貫井線	第2条第2号	第2条第3号	-
東京都杉並区	下高井戸2号	"	"	区道	606号線	第2条第3号	-	-
"	下高井戸3号	"	"	"	607号線	第2条第3号	-	-
東京都世田谷区	下高井戸5号	"	"	"	22-C274号線	第2条第2号	第2条第3号	-
"	桜上水3号	"	"	"	22-C237号線	第2条第3号	-	-
"	桜上水5号	"	"	"	22-C249号線	第2条第2号	第2条第3号	第2条第9号
"	上北沢2号	"	"	"	22-C266号線	第2条第3号	第2条第9号	-
東京都杉並区	八幡山2号	"	"	"	42-A001号線	第2条第2号	第2条第3号	-
東京都世田谷区	芦花公園1号	"	"	"	42-C077号線	第2条第3号	-	-
"	芦花公園3号	"	"	"	42-C066号線	第2条第3号	-	-
"	芦花公園4号	"	"	"	42-C075号線	第2条第3号	第2条第7号	-
"	芦花公園5号	"	"	"	42-B003号線	第2条第2号	第2条第3号	第2条第7号
"	千歳烏山2号	"	"	"	42-C109号線	第2条第3号	第2条第9号	-
"	千歳烏山3号	"	"	"	42-C110号線	第2条第3号	-	-
"	千歳烏山4号	"	"	"	42-C150号線	第2条第1号	第2条第3号	第2条第9号
"	千歳烏山6号	"	"	"	42-C232号線	第2条第3号	第2条第9号	-
東京都練馬区	石神井公園第10号	西武鉄道(株)	池袋線	"	22-135号線	第2条第2号	第2条第3号	-
東京都渋谷区	代々木八幡1号	小田急電鉄(株)	小田原線	"	第858号路線	第2条第2号	第2条第3号	-
神奈川県川崎市	平間駅前	東日本旅客鉄道(株)	南武線	県道	111号大田神奈川	第2条第1号	第2条第2号	第2条第3号

踏切道		鉄道		道路		該当する指定基準 (踏切道改良促進法施行規則)		
位置	名称	事業者	線名	種別	路線名			
神奈川県秦野市	東海大学前5号	小田急電鉄(株)	小田原線	市道	69号線	第2条第10号	-	-
千葉県鎌ヶ谷市	元山5号	新京成電鉄(株)	新京成線	"	20号線	第2条第10号	-	-
群馬県前橋市	上毛線第75号	上毛電気鉄道(株)	上毛線	"	21-3007号線	第2条第10号	-	-
茨城県下妻市	北大宝8	関東鉄道(株)	常総線	"	2341号線	第2条第10号	-	-
長野県中野市	長丁	長野電鉄(株)	長野線	県道	中野小布施線	第2条第10号	-	-
山梨県西八代郡市川三郷町	芦川	東海旅客鉄道(株)	身延線	主要地方道	笛吹市市川三郷線	第2条第4号	第2条第8号	-
三重県津市	第四小山	"	名松線	県道	一志郷野線	第2条第10号	-	-
三重県桑名市	長島第2号	近畿日本鉄道(株)	名古屋線	市道	間々国道線	第2条第4号	第2条第8号	-
岐阜県中津川市	尾崎	東海旅客鉄道(株)	中央線	"	中津60号線	第2条第8号	-	-
三重県南牟婁郡紀宝	粕殿小学校前	"	紀勢線	町道	成川鶴殿線	第2条第8号	-	-
岐阜県加茂郡川辺町 西栃井・中川辺西門	関街道	"	高山線	国道	418号	第2条第8号	-	-
大阪府大阪市北区	西梅田一番	西日本旅客鉄道(株)	梅田連絡線	主要地方道	九条梅田線	第2条第10号	-	-
大阪府摂津市	坪井	阪急電鉄(株)	京都本線	市道	千里丘南千里丘線	第2条第2号	第2条第3号	-
"	産業道路	"	"	市道	千里丘三島線	第2条第1号	第2条第2号	第2条第3号
"	乙ノ辻	"	"	市道	香露園2号線	第2条第2号	-	-
兵庫県姫路市	第二西川	西日本旅客鉄道(株)	播但線	県道	宍粟香寺線	第2条第8号	-	-
兵庫県小野市	西脇	"	加古川線	"	小野香寺線	第2条第8号	-	-
兵庫県明石市	中八木	山陽電気鉄道(株)	本線	市道	大久保55号線	第2条第10号	-	-
兵庫県明石市	谷八木	"	"	"	大久保40号線	第2条第10号	-	-
滋賀県東近江市	岡本3号	近江鉄道(株)	"	"	岡本冊尾線	第2条第10号	-	-
奈良県大和郡山市	九条第9号	近畿日本鉄道(株)	橿原線	県道	奈良大和郡山斑鳩線	第2条第1号	第2条第9号	-
福岡県大牟田市	片平3号	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	"	一部三川線	第2条第10号	-	-
福岡県糟屋郡新宮町	下村	"	"	町道	北尾1号線	第2条第10号	-	-
福岡県筑後市	野中	"	"	市道	天堤穴塚線	第2条第10号	-	-
宮崎県小林市	下枯目	"	吉都線	"	石塚・今別府線	第2条第8号	-	-
宮崎県都城市	乙房上	"	"	県道	財部庄内安久線	第2条第8号	-	-
宮崎県えびの市	浦	"	"	"	京町小林線	第2条第8号	-	-

## 踏切道改良促進法施行規則（抄）

### （踏切道指定基準）

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により改良すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの
- 二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの
- 四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
  - イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの
  - ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの
  - ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの
  - ニ 踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの
- 五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
  - イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの
  - ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの

ハ 前号ハ及び二に該当するもの

六 踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のものであって次のいずれかに該当するもの

イ 踏切遮断機が設置されていないもの

ロ 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が行き通れるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

七 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

八 通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

九 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの